

# 平成19年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成19年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第21号 平成18年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第22号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
- 議案第24号 同 鳥取県収入証紙特別会計補正予算
- 議案第25号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
- 議案第26号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

議案第27号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算

議案第28号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第31号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第32号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第33号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第34号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第35号 条例の廃止等に関する条例の設定について（政策法務室）

不要な条例の廃止、自動失効規定（条例の適用期間）の整備等を一括して行うものである。  
（廃止条例）

- ・鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例
- ・日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例
- ・昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例
- ・恩給の年額の昭和41年改定に関する条例
- ・恩給の年額の昭和49年改定に関する条例
- ・個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例
- ・鳥取県観光総合審議会設置条例
- ・鳥取県宅地建物取引業審議会条例
- ・鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例
- ・鳥取県農村地域工業等導入促進審議会条例
- ・鳥取県職業能力開発審議会条例
- ・鳥取県水産業振興審議会条例

[公布施行]

議案第36号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの職員の引継ぎに関する条例の設定について

（行政経営推進課）

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき設立する地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の際、当該法人に職員を引き継ぐために条例で定めるべき県の内部組織を定める。

[地方独立行政法人鳥取県産業技術センター成立の日に施行]

議案第37号 鳥取県特別会計条例の設定について（財政課）

特別会計の一覧性を確保するとともに、適正な管理を図るため、各特別会計ごとに設定している根拠条例を一本化するものである。

- ・新設 鳥取県給与集中管理特別会計
- ・廃止 鳥取県公共用地先行取得事業特別会計

[公布施行 ほか]

議案第38号 鳥取県基金条例の設定について（財政課）

基金の一覧性を確保するとともに、適正な管理を図るため、各基金ごとに設定している根拠条例を一本化するものである。

- ・新設 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金

[公布施行]

議案第 39 号 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の設定について（耕地課）

国営東伯土地改良事業の工事の完了にかんがみ、国営土地改良事業に係る特別徴収金（当該事業受益地が農業外の用途等に供された場合に徴される徴収金）を徴収するため必要な事項を定めるものである。

[公布施行]

議案第 40 号 鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の設定について

（管理課）（県土総務課）

昨今の公共工事をめぐる入札談合事件の摘発が相次いでいる現状にかんがみ、建設工事等の入札制度に関する透明性を確保し、かつ、その在り方について広く県民の合意を得る仕組みを構築するため、建設工事等の入札制度に関する県の基本的な方針の策定、これに対する議会の承認その他建設工事等の入札制度の決定に係る手続に関し必要な事項を定めるものである。

[公布施行]

議案第 41 号 鳥取県留置施設視察委員会条例の設定について（警察本部会計課）

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部が改正され、新たに警察本部に留置施設視察委員会を置くこととされたことに伴い、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

[刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日施行]

議案第 42 号 鳥取県景観形成条例の全部改正について（景観まちづくり課）

景観法の規定に基づき景観計画を定めるとともに、新たに生じた景観形成上の課題に対応するため、景観形成のための基準及び制度の枠組みを見直し、本県における良好な景観形成の基本方針その他景観形成に関し基本となる事項、行為の規制等に関し必要な事項等を定めるものである。

[公布施行 ほか]

議案第 43 号 鳥取県個人情報保護条例の一部改正について（県民室）

平成 19 年 4 月 1 日に鳥取県の機関の一部が地方独立行政法人化されることに伴い、当該地方独立行政法人においても県の各機関と同等の個人情報の適正な取扱いを確保するため、鳥取県が設立する地方独立行政法人を条例の実施機関に加える等所要の改正を行うものである。

[平成 19 年 4 月 1 日施行]

議案第 44 号 鳥取県情報公開条例の一部改正について（県民室）

平成 19 年 4 月 1 日に鳥取県の機関の一部が地方独立行政法人化されることに伴い、当該地方独立行政法人においても県の各機関と同等の情報の公開等による透明性の確保を図るため、鳥取県が設立する地方独立行政法人を条例の実施機関に加えるものである。

[平成 19 年 4 月 1 日施行]

議案第 45 号 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について（管財課）

県有地等に放置されている自動車の処分を引き続き円滑に行うため、条例の適用期間を平成 22 年 3 月 31 日まで延長するとともに、放置自動車内に放置されている物件についても放置自動車と併せて処分できることとするものである。

[公布施行 ほか]

議案第 46 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（職員課）

職員を派遣することができる公益法人を変更する等所要の改正を行うものである。

・ 社会福祉法人鳥取県厚生事業団ほか 4 団体を派遣先から削除 ほか

[平成 19 年 4 月 1 日施行 ほか]

議案第 47 号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（行政経営推進課）

平成 19 年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

・ 知事部局 108 名減  
・ 学校職員 96 名減 ほか

[平成 19 年 4 月 1 日施行]

議案第48号 鳥取県部等設置条例等の一部改正について（行政経営推進課）

平成19年度の組織改正等に伴い、部の所掌事務等の改正を行うとともに、部局長等の設置及び担当事務についても規定しようとするものである。

[平成19年4月1日施行]

議案第49号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

（税務課）

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大に資するため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の対象事業及び適用要件を見直すものである。

（改正の概要）

鳥取県企業立地等事業助成条例に規定する企業立地事業を行う者に対しては、当該事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4（通常税率100分の4）とする。

[平成20年4月1日施行 ほか]

議案第50号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（指導管理室）（指導管理課）

受益と負担の公平確保を図るため、介護支援専門員に係る研修等の手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

（手数料等の概要）

ア 設定

事務の区分		手数料の額	
		単位	金額
(ア)介護支援専門員に対する再研修		1件につき	12,800円
(イ)介護支援専門員更新研修	実務未経験者に対するもの	1件につき	12,800円
	実務経験者に対するもの	1件につき	21,800円
(ウ)犬又はねこの引取り	生後91日以上 の犬又はねこ	1頭又は1匹につき	2,000円
	生後90日以下 の犬又はねこ	1頭又は1匹につき	400円
(エ)網獵免許又はわな獵免許の交付	既に銃獵の免許を有している者等	1件につき	2,800円
	それ以外の者	1件につき	4,300円
(オ)特別支援学校の教育の免許状への新教育領域の追加	普通免許状	1件につき	3,300円
	臨時免許状	1件につき	1,700円

イ 引上

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
(ア)介護支援専門員実務研修	1件につき	12,000円	12,800円

[平成19年4月1日施行 ほか]

議案第51号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

（地域自立戦略課）

知事の権限に属する事務で市町村が処理する事務のうち、農地法に基づく農地等への権利設定及び移転の許可等の事務に係る移譲先に、新たに北栄町を追加するものである。

[平成19年4月1日施行]

議案第52号 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について（協働推進課）（地域自立戦略課）

最近の社会情勢、県内情勢及び非営利公益活動団体の活動の現状等にかんがみ、協働の対象に非営利公益活動を追加する等所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第53号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（福祉保健課）

皆成学園、鳥取療育園及び中部療育園における障害者自立支援法の規定に基づく児童デイサービスの提供等について、使用料を徴収することとし、その額を定めるものである。

[平成19年4月1日施行]

議案第54号 鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正等について（健康対策課）（健康政策課）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正及び結核予防法の廃止に伴い、鳥取県結核診査協議会を廃止し、鳥取県感染症診査協議会に結核部会を設ける等所要の改正を行うものである。

[平成19年4月1日施行]

議案第55号 鳥取県屋外広告物条例等の一部改正について（景観まちづくり課）

屋外広告物の取扱いについて所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・大型の屋外広告物を対象に、色彩及び照明に関する規制を追加。
- ・電柱など特定の物件に表示することを禁止する広告物の追加・拡大。
- ・屋外広告業者登録制の導入。
- ・広告物の表示の方法の基準違反に関する是正命令等の制度の整備。

[公布施行 ほか]

議案第56号 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について（景観まちづくり課）

建築基準法の一部が改正され、建築物の安全性の確保を図るため知事等による構造計算適合性判定及び中間検査の実施等が義務付けられたことに伴い、構造計算適合性判定に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

[建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日に施行 ほか]

議案第57号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

県営住宅を、真に住宅に困窮する者に対して的確に供給するため、入居の承継基準を見直す等所要の改正を行うものである。

（概要）

承継の要件として、収入超過者でないこと及び入居者の配偶者又は優先入居者であることを追加 ほか

[平成19年10月1日施行 ほか]

議案第58号 鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について（農業高等学校）

多様な就農形態を可能とする人材を養成・確保するため、鳥取県立農業高等学校の教育体系を再編成すること及び養成課程の授業料等を見直すことに伴い、所要の改正等を行うものである。

（概要）

- ・研究課程及び専門技術課程を廃止
- ・養成課程の授業料の引上 現行 108,000円/年 111,600円/年 ほか

[平成20年4月1日施行 ほか]

議案第59号 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について（林政課）

引き続き健全な森林の育成及び資源の有効利用に資するため、条例の適用期間を平成21年3月31日まで延長する等所要の改正を行うものである。

（概要）間伐材の搬出経費の助成 4,000円/m<sup>3</sup>

[平成19年4月1日施行]

議案第60号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について（水産課）

受益と負担の公平確保を図るため、海水供給施設の利用について新たに使用料を徴収する等所要の改正を行うものである。

（使用料の概要）

- ・海水を市場内で使用する場合 137円 / m3
- ・海水を市場外に持ち出す場合 75円 / m3

[平成19年4月1日施行]

議案第61号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部会計課）

道路交通法の一部が改正され、中型自動車免許、中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許が新設されたことに伴い、当該免許等に係る運転免許試験手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

また、探偵業の業務の適正化に関する法律が制定され、都道府県公安委員会は探偵業を営む者から当該探偵業に係る届出書の提出があったときは、その旨を証する書面の交付を行うこととされたことに伴い、新たに手数料を設定するものである。

（概要）

- ・大型又は中型に係る運転免許試験手数料の新設 1件につき1,850円 ほか
- ・探偵業に係る届出があったことを証する書面の交付 1件につき3,600円 ほか

[平成19年6月2日施行 ほか]

議案第62号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

（教育総務課）

教育職員として新たに栄養教諭の職を設置するため、所要の改正を行うものである。

[平成19年4月1日施行]

議案第63号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

平成19年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

[平成19年4月1日施行]

議案第64号 県税事務所設置条例の廃止について（税務課）

総合事務所の県税局の機能を見直し、県税の賦課徴収等の知事の権限を総合事務所長（現行 県税事務所長）に委任することに伴い、県税事務所を廃止する。

[平成19年4月1日施行]

議案第65号 鳥取県産業技術センター条例の廃止について（産業技術センター）

鳥取県産業技術センターの地方独立行政法人化に伴い、鳥取県産業技術センター条例を廃止する。

[平成19年4月1日施行]

議案第66号 財産を減額して貸し付けること（大谷団地敷地）について（住宅政策課）

貸付先：鳥取県住宅供給公社

貸付財産：普通財産

種類	所在地	数量
土地	米子市大谷町181番1	4,627.83m <sup>2</sup>

貸付期間：平成19年4月1日から平成29年3月31日まで（10年間）

貸付金額：国有資産等所在市町村交付金相当額

減額貸付理由：住宅困窮者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃で共同住宅を供給する鳥取県住宅公社に対して当該土地を減額して貸し付けするものである。

議案第67号 財産を無償で貸し付けること((元)東伯農業改良普及所)について(管財課)

貸付先: 琴浦町  
貸付財産: 普通財産

所在地	数量	摘要
東伯郡琴浦町大字八橋367番2、367番7	土地 690.22m <sup>2</sup> 建物 281.96m <sup>2</sup>	(元)東伯農業改良普及所

貸付期間: 平成19年4月1日から平成24年3月31日(5年間)  
無償貸付理由: 琴浦町が児童の健全育成を図るため行う「放課後児童クラブ」の運営を支援するため、財産を無償で貸し付けするものである。

議案第68号 財産を無償で貸し付けること(グラウンド等用地)について(管財課)

貸付先: 特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取  
貸付財産: 普通財産

所在地	数量	摘要
鳥取市湖山町西二丁目254番外29筆	土地 23,356.26m <sup>2</sup>	駐車場用地及びグラウンド用地

貸付期間: 平成19年4月1日から平成24年3月31日(5年間)  
無償貸付理由: スポーツの振興や子供の健全育成を目的とした活動をう特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取を支援するため、当該土地を無償で貸し付けするものである。

議案第69号 財産を無償で貸し付けること(弓浜がすり伝承館)について(市場開拓監) (市場開拓室)

貸付先: 鳥取県弓浜緋協同組合  
貸付財産: 普通財産

所在地	数量	摘要
境港市麦垣町字蔵元灘86番2	土地 2,764.26m <sup>2</sup> 建物 523.28m <sup>2</sup>	弓浜がすり伝承館

貸付期間: 平成19年7月1日から平成23年3月31日まで  
無償貸付理由: 伝統技術の伝承、後継者の育成を図り伝統工芸品である弓浜緋の産地維持に資するため、土地及び建物を無償で貸し付けするものである。

議案第70号 財産を無償で譲渡すること(氷ノ山自然ふれあいの里)について(公園自然課)

相手方: 若桜町  
譲与財産: 普通財産

種類	所在地	数量
建物	八頭郡若桜町大字つく米字シヨムカ635番1ほか2筆	8棟 396.41m <sup>2</sup>
工作物	八頭郡若桜町大字つく米字シヨムカ635番1ほか3筆	屋外電気設備 1式等
土地	八頭郡若桜町大字つく米字シヨムカ635番7ほか8筆	7,052.71m <sup>2</sup>

無償譲渡理由: 宿泊研修施設等の町営施設との一元的な管理により若桜町の地域振興資源として有効な利活用を図るため、県が整備した野営場施設及び駐車場敷地等を無償で譲渡するものである。

議案第71号 財産を無償で譲渡すること(一向平野営場施設)について(公園自然課)

相手方: 琴浦町  
譲与財産: 普通財産

種類	所在地	数量
建物	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル688番129ほか1筆	5棟 299.46m <sup>2</sup>
工作物	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル688番130ほか1筆	給水施設 1式

無償譲渡理由: 研修施設等の町営施設との一元的な管理により琴浦町の地域振興資源として有効な利活用を図るため、県が整備した野営場施設を無償で譲渡するものである。

議案第72号 財産を無償で譲渡すること（産業技術センター特許権）について

（産業開発課）

相手方：地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
譲与財産：無体財産権

種類	内容
特許権	多層有機分子薄膜発光素子 ほか

無償譲渡理由：産業技術センターの職務発明に基づき県が取得した特許権について、地方独立行政法人化後、引き続き同センターにより活用されることから、同センターへ無償で譲渡するものである。

議案第73号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（障害福祉課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金50,750円を和解の相手方に支払う。

事件の概要：鳥取県立中部療育園に通園する児童の保護者から、特別児童扶養手当受給に必要な特別児童扶養手当認定診断書の作成依頼があり、当園医師が同診断書を作成したが、当園職員が保護者への交付を失念し放置していた。これにより、本来受給可能な同手当が一月分受給できなかったという損害を和解の相手方に与えたものである。

議案第74号 白兔養護学校高等部棟新築工事に伴う損害の賠償に係る和解について（教育環境課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：和解の相手方は、県立白兔養護学校高等部棟新築工事に於いて不適切な工事により生じた損害の賠償金として、修補等に係る全ての経費を負担するものとする。

事件の概要：和解の相手方が排水管を施工する際に勾配がとれないことから県監督員等に協議することなく独断で新たな貫通口を開けて配管を設置しようとして地中梁の一部を切断し、県に損害を与えたものである。

議案第75号 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び

全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について（財政課）

全国自治宝くじ事務協議会に新たに新潟市及び浜松市を加えることに伴い、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第252条2の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第76号 第2次鳥取県男女共同参画計画の策定について（男女共同参画推進課）

平成13年7月に策定した鳥取県男女共同参画計画の計画期間が平成18年度末に終了することから、引き続き県が目指す男女共同参画社会を実現するため、第2次鳥取県男女共同参画計画を策定するものである。

計画の期間：平成19年度から平成23年度まで（5年間）

テーマ：男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう。

職場、家庭及び地域において、だれもが多様な生き方を選べる社会にしよう。

女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう。

議案第77号 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることに

ついての議決の一部変更について（水・大気環境課）

天神川流域下水道の管理費用について、流域関連市町が負担すべき金額を変更するものである。（変更内容）

・負担すべき金額：排水1立方メートルにつき95円（現行 99円）

議案第78号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について（産業開発課）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが達成すべき業務運営に関する目標を設定するため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

目標の期間：平成19年4月1日から平成23年3月31日（4年間）

概要：県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ほか



議案第79号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部変更について（産業開発課）

産業技術センター食品開発研究所高機能開発支援棟の完成に伴い、当該建物を地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに出資する資産として、法人の定款に追加するものである。

議案第80号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに承継させる権利の追加について

（産業開発課、産業技術センター）

財産の内容：地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

種類	所在地	数量	権利の種別
建物	境港市中野町字下荒蒔2032番地1ほか 産業技術センター食品開発研究所高機能開発支援棟	494.11m <sup>2</sup>	所有権

議案第81号 国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について（耕地課）

土地改良法第90条第10項の規定により、国営東伯土地改良事業に係る市町村負担金の額を定めるものである。  
（概要）  
・負担すべき金額  
北栄町 事業費の1,000分の2.62に相当する金額の範囲内で知事が別に定める額  
琴浦町 事業費の1,000分の5.4に相当する金額の範囲内で知事が別に定める額

議案第82号 鳥取県建設工事等入札制度基本方針について（管理課）（県土総務課）

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の制定に伴い、建設工事等の入札制度に関する県の基本的な方針を定めるものである。  
  
基本方針：県が発注する建設工事等における談合等不正行為の一扫を図るため、競争性及び公正性の確保等を目的とした入札制度を構築する。  
策定項目：適正な競争性の確保（入札方式、区域割、格付等）、品質の確保及び不良・不適格業者の排除（低価格受注への対応等）、透明性・公正性の確保（鳥取県建設工事等入札・契約審議会からの意見聴取等）等。

議案第83号 旧中部ダム予定地域振興協議会の廃止について（河川課）

旧中部ダム予定地域の地域振興計画42事業のうち、40事業が平成18年度末に完了見込みで、全事業の達成の見込みがたったことから、これを廃止するものである。

議案第84号 包括外部監査契約の締結について（行政監察室）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を求めるものである。  
契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告  
契約の始期：平成19年4月1日  
契約金額：10,500,000円を上限として、執務費用及び実費を勘案して算定する額  
契約の相手方：勝部 不二夫 公認会計士

議案第 8 5 号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の設定について（職員課）

特別職の給与に関する有識者会議における検討結果を踏まえ、知事等特別職（議会の議員を除く。）の給与等の総支給額の引下げ等所要の改正を行うものである。なお、議会の議員の給与及び旅費等については、知事等とは別に条例で定めるものとする。

- 1 知事等（附属機関の委員等を除く。）の給与（退職手当を含む。）の総額について、現行の総額から 7 パーセント引き下げる。
  - ・知事等の退職手当の支給割合を引き下げる。
  - ・総額の引下げ及び退職手当の支給割合の引下げを勘案し、知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給料月額を改定する。
- 2 県内に宿泊した場合の宿泊料の額を引き下げる。

（改正する条例）

- ・特別職の職員の給与に関する条例 鳥取県議会議員の給与及び旅費等に関する条例に改正
  - ・特別職の職員の旅費等に関する条例
  - ・知事等の退職手当に関する条例
  - ・教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 ほか
- 施行日前からの在職者の給与について所要の経過措置を講ずる。

[平成19年4月1日施行]

議案第 8 6 号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（職員課）

次の事項について所要の改正を行うものである。

- ・昇給日の変更
- ・公共交通機関の利用促進のための通勤手当の改正
- ・一般職の非常勤職員の法制化に伴う規定の整備

[平成19年4月1日施行]

議案第 8 7 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（職員課）

次の事項について所要の改正を行うものである。

- ・災害応急作業等手当（防災ヘリの教育訓練業務）の支給額等の見直し
- ・教員特殊業務手当の支給対象職員に栄養教諭を加える。

[平成19年4月1日施行]

議案第 8 8 号 職員の旅費に関する条例等の一部改正について（職員課）

旅費に関し、日当・宿泊料の見直し等所要の改正を行うものである。

- ・県内の旅行における宿泊料の引下げ（9,800円/泊 8,200円/泊）
- ・私用車を公務使用した場合の車賃の引上げ（16円/km 25円/km）
- ・日当の支給範囲等の見直し

[平成19年4月1日施行]

議案第 8 9 号 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について（職員課）

給与制度の見直し等を踏まえ、給与のカット率を緩和するものである。

[平成19年4月1日施行]

議案第90号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

平成19年度地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

（改正の概要）

ア 地方税法の一部改正に伴う事項

- ・個人県民税配当割の税率を100分の3とする特例の適用期限を平成21年3月31日まで延長
- ・狩猟税について網・わな猟免許の区分分割に伴い、網猟免許・わな猟免許それぞれの税率を設定
- ・個人県民税徴収取扱費市町村交付金について交付額の算定方法の変更 ほか

イ 自動車税及び自動車取得税の課税免除に関する事項

自動車税及び自動車取得税の課税免除を減免に変更し、その対象範囲について次のとおりとする。

	対象となる自動車	概要	適用
	身体障害者等本人運転車 身体障害者等の生計同一者等運転車	減免額の上限を設定	（自動車税） 税額45,000円を超える額を納税 （自動車取得税） 取得価格250万円を超える部分に税率を乗じて得た額を納税
	身体障害者等の利用する変更車 社会福祉法人等の入所者通学通院等用 ほか	免除期間の設定	（自動車税・自動車取得税） 自動車税は、3年間、現行課税免除を継続する。
	自動車教習車	課税免除 減免	営業用乗用車並の税率に減免

[平成19年4月1日施行。ただしイについては平成20年4月1日施行]

議案第91号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（警察本部会計課）

次の事項について所要の改正を行うものである。

- ・見直しにより運転免許技能試験手当を廃止すること。
- ・同一の日において2以上の作業に従事した場合に併給を禁止する手当の種類を追加すること ほか

[平成19年4月1日施行]

議案第92号 平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例の設定について（職員課）

職員が不適正な経理処理等を行ったことについて、職員に対する管理及び監督が徹底していなかった結果であることの責任を考慮し、知事及び副知事の給料の減額を行う。

- ・平成19年3月に支給する知事及び副知事の給料月額10分の1の額を減じる。

[公布施行]

# 報 告 事 項

## 報告第 1号 議会の委任による専決処分~~の報告~~について

### (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成18年12月18日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：東京都江戸川区 個人

和解の要旨：和解の相手方は、和解期日までに650,000円、未償還金、訴訟費用及び延滞金総額1,764,900円について、返還が終わるまで毎月16,500円ずつ県に支払うこと。

### (2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成18年12月28日専決)

(人権教育課)

相手方：東京都江戸川区 個人

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の返還、延滞金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

### (3) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について(平成18年12月28日専決)

(人権教育課)

相手方：東京都文京区 個人

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金貸付金の返還、延滞金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

### (4) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について(平成19年1月10日専決)(住宅政策課)

相手方：東町団地ほか1団地 入居者2人、連帯保証人4人

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払い、訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

### (5) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について(平成19年1月12日専決)(住宅政策課)

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者1名

乙 甲の連帯保証人1名

丙 甲の連帯保証人1名

和解の要旨：・県及び和解の相手方は、和解の相手方が和解期日までに未納家賃354,000円を県に支払ったことを確認する。

・県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約を解除する意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。

・和解の相手方は、損害賠償金283,023円の支払義務があることを認め、平成20年1月31日までに毎月分割して県に支払う。

・その他、今後の家賃未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

和解の理由：県営住宅の家賃を滞納したことに係る建物明渡し等請求事件について、鳥取地方裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、和解するものである。

(6) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について(平成19年1月12日専決)(住宅政策課)

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者1名  
乙 甲の保証人1名  
和解の要旨：  
・県及び和解の相手方は、和解の相手方が和解期日までに未納家賃338,200円を県に支払ったことを確認する。  
・県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約を解除する意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。  
・和解の相手方は、損害賠償金148,555円の支払義務があることを認め、平成20年1月31日までに毎月分割して県に支払う。  
・その他、今後の家賃未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。  
和解の理由：県営住宅の家賃を滞納したことに係る建物明渡し等請求事件について、鳥取地方裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、和解するものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年1月16日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 21,000円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年8月30日、警察本部刑事部捜査第一課兼鳥取警察署の職員が公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 工事請負契約(奥日野広域農道(仮称)豊栄トンネル工事(広域))の締結についての議決の一部変更について(平成19年1月26日専決)(道路建設課)

発破音低減のための対策に時間を要することに伴い工事完成期限の変更を行う。  
工事完成期限：平成19年9月28日 平成19年11月2日

(9) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について(平成19年1月29日専決)(地域自立戦略課)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。  
[平成19年4月16日施行]

(10) 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について(平成19年1月29日専決)(景観まちづくり課)

道路整備緊急措置法の一部が改正されたことに伴い、条例中引用している法令の改正を行うものである。  
[公布施行]

(11) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について(平成19年1月29日専決)(景観まちづくり課)

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、条例中引用している条項の改正を行うものである。  
[公布施行 ほか]

(12) 鳥取県地方卸売市場条例及び鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について(平成19年1月29日専決)(市場開拓監、企業立地課)(市場開拓室、企業立地課)

会社法の施行に伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。  
[公布施行]

(13) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について  
(平成19年1月29日専決)(障害児教育室) (特別支援教育室)

学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、関係する条例中引用している用語の改正等を行うものである。

(改正する条例)

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例
- ・ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例
- ・ 災害遺児手当助成条例
- ・ 鳥取県教育審議会条例
- ・ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- ・ 鳥取県立高等学校等設置条例
- ・ 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

[平成19年4月1日施行]

(14) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例の設定について(平成19年1月30日専決)(警察本部会計課)

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例中で引用している用語の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・ 鳥取県行政手続条例
- ・ 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例
- ・ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例

[刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日に施行]

(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年1月30日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 102,253円(県過失9割5分)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年10月18日、智頭警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を運転中、交差点を左折する際、右方道路から進行してきた第三者が運転する和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年1月30日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 114,738円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年12月8日、浜村警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年2月5日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 234,993円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年7月6日、米子警察署の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年2月5日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 33,075円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年10月5日、境港警察署の職員が、公務のため普通特種自動車(パトカー)を駐車場内に停車して降車した際、同車両のギアが停止位置に入っておらず、サイドブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(19) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成19年2月5日専決)(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 113,510円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年11月4日、警察本部交通部交通指導課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、警察署駐車場から道路へ進入しようとした際、歩道を左方から進行してきた和解の相手方が乗車する自転車と衝突し、和解の相手方が負傷したものである。

報告第2号 長期継続契約の締結状況について

( 件 数

21 件

)